

大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準について

対象受検機関：教育庁 私学課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 大阪府私立学校審議会の概要</p> <p>(1) 大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）は、私立学校法に基づき設置を義務付けられた知事（注1）の諮問機関（注2）であり、知事が私立学校の設置認可や廃止など一定の事項を行う場合、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないこととされている。</p> <p>知事は、審議会の答申を受けて、その意見を尊重しながら最終的な意思決定（認可の可否等を判断）を行うこととされている。</p> <p>（注1）大阪府では平成28年4月1日より私立学校に関する事務が「知事」から「教育長」に委任されている。</p> <p>（注2）諮問機関とは、行政主体の意思を決定するに当たり、参考となるべき意見を述べる権限を有する行政機関。</p> <p>(2) 審議会は、教育に関し学識経験を有する者により19人の委員で構成されている。</p> <p>[平成29年7月1日、委員に公認会計士が新たに選任され、委員が19人となった。]</p> <p>(3) 平成26年7月より議案内容、議事概要及び結果が公表されている。また、平成29年7月より報告事項も公表されている。</p> <p>2 最近の審議会における審議等について</p> <p>平成29年7月27日に開催された審議会において審議等が行われた主な項目は下記のとおり。</p> <p>(1) 『条件付き「認可適当」』答申の改善</p> <p>条件が達成出来なければ「認可適当」とならない事案については、「継続審議」することとした。</p> <p>(2) 「認可適当」答申の文言の改善</p> <p>「適当である」に変更することとした。</p> <p>(3) 私立学校の設置認可に関する審査基準の改正</p> <p>①虚偽申請等への厳格な対応、②申請書記載内容の充実（様式の整備）、③基準内容の見直し（借地上の校舎建築の緩和）、④設置認可の時期（※上記①～④について、審議会に報告・意見の聴取を行った。）</p> <p>3 幼稚園等を設置する学校法人が小学校等を設置する場合における資産要件（借入金）に関する審査基準の改正について</p> <p>(1) 大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準等では、幼稚園等を設置する学校法人が小学校等を設置する場合、借入金がある場合は小学校等の設置が認められていなかったが、平成24年4月1日、幼稚園等を設置する学校法人が小学校等を設置する場合における資産要件（借入金）に関する審査基準が改正され、一定の要件を満たす場合には借入金を認めることとした。</p> <p>(2) 同基準の改正に当たっては、審議会へ報告し、意見を聞いている。</p>	<p>学校法人森友学園の小学校設置認可案件において、借地である校舎敷地を自己所有とみなして審査基準に適合するとの判断を行っているが、当時の審査基準の文言に該当するとは直ちに読み取れない。</p> <p>また、その経緯も含めた意思決定に至る過程について文書を作成していなかったため、事務、事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することに支障が生じた。</p> <p>【私立学校法】 （私立学校審議会） 第9条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。 （委員） 第10条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもって、組織する。 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。 （委員の任期） 第12条 私立学校審議会の委員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 （資産） 第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。 2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。 （認可） 第31条 所轄庁は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。 2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。</p>	<p>審査基準等の運用に当たっては、平成29年8月10日に改正された大阪府教育委員会行政文書管理規則に基づき意思決定に至る文書を作成されたい。</p> <p>また、審査基準等の解釈及び運用に係る判断については、十分な根拠に基づいて行われたい。</p>

- 4 大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準について
(1) 大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準(以下「審査基準」という。)において、資産等の要件について次のとおり定められている。

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。
(2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次の基準を満たす場合に限り、借地を校地及び運動場とすることができる。
ア 当該借地の上に、校舎(倉庫等簡易な建物を除く。)がないこと。
イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、将来にわたり、安定して使用できること。
(ア)20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
(イ)借地の所有者が国、地方公共団体等の公共的団体であること。

平成26年10月31日付で学校法人森友学園が「小学校認可申請書」を府に提出した。校舎敷地が自己所有ではなかったが、私学課では借地(定期借地契約及び売買予約契約が締結される予定)を「自己所有」とみなし、審査基準に適合するとの判断を行った。

- (2) 借地を「自己所有」とみなし、審査基準に適合すると判断するに至った考え方は次のとおり。
・「校舎敷地が借地である場合は基準に適合しない」との認識であったが、「将来的には当該土地が自己所有となることが見込まれたこと」、「8年後には底地国有地を買受ける意向であり、申請書の資金計画もそのように作成されていたこと」から、「一旦、瑕疵は出るがいずれ回復する」と解釈し、「文科省通知(H19)により校地及び校舎に関する自己所有の要件が緩和されていること」の理由により、基準に適合するとみなしていた。

5 本件借地が将来的に「自己所有」となると判断するに至った根拠に関する教育庁等の評価

- (1) 「将来的に自己所有となることの確約の担保」については、以下の4点から、私学課職員は、相当程度の確実性があるものとの認識により判断していた。
① 学校法人森友学園(以下「森友」という。)からは、『認可申請に係る資金計画において、8年後に購入する計画が示されていた。』こと
② 財務省近畿財務局(以下「近財」という。)からは、『平成25年9月以降に、適時、来課や問い合わせがあった。』こと
③ 森友と近財それぞれの発言内容が合致していたこと
④ 近財が、府に対して、平成25年10月31日付けで発出した照会文書において、「取得等要望」に森友との記載があったこと
(2) しかしながら、森友提出の資金計画において借地の購入が8年後であったことから、本件借地が将来的に「自己所有」となると判断するに当たっては、森友からの資金計画や近財とのやり取り、近財からの書面のみを根拠とするのではなく、

【校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について】
(平成19年3月28日付18文科高第756号 文部科学省初等中等教育局長及び同高等教育局私学部長名通知)

- 1 私立学校法第25条第1項に規定する資産については(中略)学校法人を新設する場合、校地及び校舎等の基本財産は、「原則として負担附(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと」としている一方で、「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実に認められる場合には、この限りではない」としており、一定の場合に校地及び校舎を借用すること等が認められている。

都道府県知事が、同法第31条第1項の規定に基づき、小学校等を設置する学校法人の寄附行為の認可を行うに際し、この「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実に認められる場合」としては、学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、以下のような事例を含むこと。(中略)

- (1) 長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある借用であること。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないこと。

<p>森友の財務状況について、より客観的な資料等に基づき購入の确实性を検討の上、判断すべきであった。</p> <p>以上、自己所有となるとの当時の判断は、十分な根拠に基づいてなされたものとはいえない。</p> <p>(出典)</p> <p><報道提供資料> 学校法人森友学園瑞穂の國記念小學院 設置認可申請に関する検証報告 —府職員が校舎敷地を府審査基準に適合すると判断したことの検証— 平成29年4月6日 大阪府教育庁／大阪府総務部</p>		
---	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月5日から同年7月11日まで）